

## 納め忘れた年金保険料は？ ～追納・60歳以降の任意加入～



年金保険料を支払うのわすれちゃった！遑って払えるかしら？  
あと、昔免除を受けていた期間の分はもらえる年金が減っちゃうのよね？

年金保険料は**2年1カ月前**まで遑って支払うことができるけど、なるべく早く払ってね。  
免除を受けていたら10年間さかのぼって納める「追納」っていう制度もあるよ！



### 「追納」 をおすすめ

免除・納付猶予・学生納付特例が承認された期間は、保険料を納めた場合に比べ、老齢基礎年金の受給額が少なくなってしまいます。  
「追納」すると当時の保険料を**10年前までさかのぼって納める**ことができます。ただし、**3年度目以降**に追納するときは、当時の保険料に**加算額**がつきます。



若かった頃、国民年金に加入してない期間があったから、思ったよりもらえる年金額が少ないみたい…

60歳以降で厚生年金に加入していなければ、任意で加入して受給額をふやすことができるよ！



### 60歳以降の 任意加入

任意で加入し保険料を納めることで老齢基礎年金の受給額を増やすことができます。  
●日本国内に住む60歳以上65歳未満の方等で納付月数が480月未満の人  
※口座振替またはクレジットカードで納めます。保険料免除や納付猶予制度などは利用できません。  
越谷年金事務所または保険年金課年金係へ問い合わせてください。



## もらえる年金の種類は？ ～3つの安心・給付制度～



年金って、年を取った時に貰えるものでしょ？何歳からもらえるの？  
まだ老後のことは考えられないなあ。

「年金」というとお年寄りのためのものというイメージが強いかな・・・でもね、**老後の暮らし**はもちろん、**事故などで障がいを負ったときや、一家の働き手が亡くなったとき**に給付されるものもあって、若い人の生活にも関わることもあるのよ。

- 日本に住む20～60歳までの全ての人は国民年金が厚生年金のどちらかに加入する義務があります。
- 原則的に、保険料を納めない年金を受け取ることはできません。



### 老齢基礎年金

65歳になったら生活費の一部として受け取る年金です。受給するためには、**10年以上の受給資格期間**が必要です。希望すれば、繰上げ・繰下げ受給\*できる制度もあります。

#### ※受給資格に含めることができる期間

- 免除や猶予を受けていた期間
- 厚生年金や共済年金に加入していた(第2号被保険者)期間
- 第2号被保険者に扶養されていた配偶者(第3号被保険者)期間
- 日本国籍の人が海外に居住していた期間 など



令和4年度支給額	年額	月額
満額 (480月納付した場合)	77万7,800円	6万4,816円
10年間 (120月納付した場合)	19万4,450円	1万6,204円

※繰上げ受給：60歳から65歳の間で受給開始を早めることができますが年金額が減額されます。  
繰下げ受給：66歳以降75歳(昭和27年4月1日以前生まれの方は70歳)の間で受給開始を遅らせることで年金額が増額されます。

### 遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなったときに、**子どもがいる配偶者や子ども**が受け取る年金です。

遺族基礎年金を受給するためには、亡くなった人が**死亡日前日までに一定期間保険料を納めている必要**があります。



令和4年度支給額	年額	月額
基本額	77万7,800円	6万4,816円
子の加算額 (1人当たり)	2人目まで	1万8,650円
	3人目以降	6,216円

※子の年齢要件  
・18歳になった後の最初の3月31日までの子  
・20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子

### 障害基礎年金

病気やけがなどで**一定の障がいの状態になったとき**に受け取る年金です。

障害基礎年金を受給するためには、**初診日の前日までに請求するための要件**を満たしている必要があります。

また、障害認定の審査には細かい確認事項や、法令で定められた書類の提出が必要です。

初診日：障がいの原因となった病気やけがについて初めて医師の診療を受けた日



令和4年度支給額	年額	月額
基本額	1級	97万2,250円
	2級	77万7,800円
子の加算額 (1人当たり)	2人目まで	1万8,650円
	3人目以降	6,216円

※子の年齢要件  
・18歳になった後の最初の3月31日までの子  
・20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子